



栃木県公報

令和2（2020）年
3月10日（火）
号 外
第10号

目 次

条 例

○職員の特務手当に関する条例の一部改正..... 1

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の特務手当に関する条例の一部改正（栃木県条例第1号）

- 1 家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業に従事する職員に対し手当を支給するため、防疫作業に従事する職員の特務手当について、所要の規定の整備をすることとしました。（第4条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第一号

職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務手当に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（防疫作業に従事する職員の特務手当）</p> <p>第四条 防疫作業に従事する職員の特務手当は、職員が、感染症（人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。）が発生し、若しくは発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき、又は家畜伝染病が発生し、若しくは発生するおそれのある場合において、家畜伝染病の病原体を有する家畜若しくは当該病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業<u>その他の家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業</u>で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>（防疫作業に従事する職員の特務手当）</p> <p>第四条 防疫作業に従事する職員の特務手当は、職員が、感染症（人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。）が発生し、若しくは発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき、又は家畜伝染病が発生し、若しくは発生するおそれのある場合において、家畜伝染病の病原体を有する家畜若しくは当該病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業</p> <hr/> <p>に 従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（← 罫線）